

トゥールミンの議論モデルの変容

——批判から寛容へ——

氏川 雅典

本論文の目的は、トゥールミンの議論モデルの変容の意味を明らかにすることである。前期の著作 *The Use of Argument* (1958) の目的は、日常生活における議論を批判的に評価するための枠組の提示であり、「議論の配置」は多元性を擁護するために導入された。

その後、トゥールミンは、アメリカで国家委員会の仕事に従事し、多元主義下における合意の問題に取り組むことになる。この時、国家委員会の実践から *Casistry* を再発見し、後期の著作 *The Abuse of Casistry* (1988) では、それを踏まえて自身の「議論の配置」に変更を加える。すなわち、「裏づけ」を排除し、「保証」の使用に制限をかけるものとして「議論領域」を再構成したのである。以上の論述から、議論モデルの変容とは、認識論的問題から実践的問題へ、基礎付け主義からプラグマティズムへ、批判から寛容へと、トゥールミンの問題構成が変化したことの現れであることが明らかとなる。

1 トゥールミンの議論モデルの変容

本稿の目的は、ある理論家の、自身の著作に対する「読み」の意義を解明することである。具体的には、Stephen Edelson Toulmin (以下、トゥールミン) が、*The Use of Argument* (1958) に対して、近年 (2001) 与えた「読み」の意義を明らかにすることである。

1-1 「裏づけ」の消去

トゥールミンは、現在アメリカで活動している哲学者・思想史家である。その研究領域は、倫理学、科学哲学、論理学、認識論、思想史と多岐にわたるが、レトリック論の分野においてトゥールミンは、*The Use of Argument* (1958) によって、1960年代以降に始まる、人文・社会科学におけるレトリックの復権に貢献した人物であるとされる¹。この著作において展開さ

れた「議論の配置 layout of argument」は、「トゥールミン・モデル」として、その後のレトリックおよび議論の研究に大きな影響を与えることとなった²。

一般に議論とは集合的な推論の過程として定義される。

合理的判断が下される前に、聞き手や読者と対立する視点を正当化 (または拒否) することを意図した一連の命題群を提示することにより、その視点の受容可能性を高める (または減らす) ことを目的とした言語的社会的理由付け活動³。(Eemeren et al. eds.1996: 5)

このような集合的な理由付けの過程としての議論において、ある主張に対し反論がなされた場合、その主張を正当化しなければならない。トゥールミンの「議論の配置」とは、複雑な正

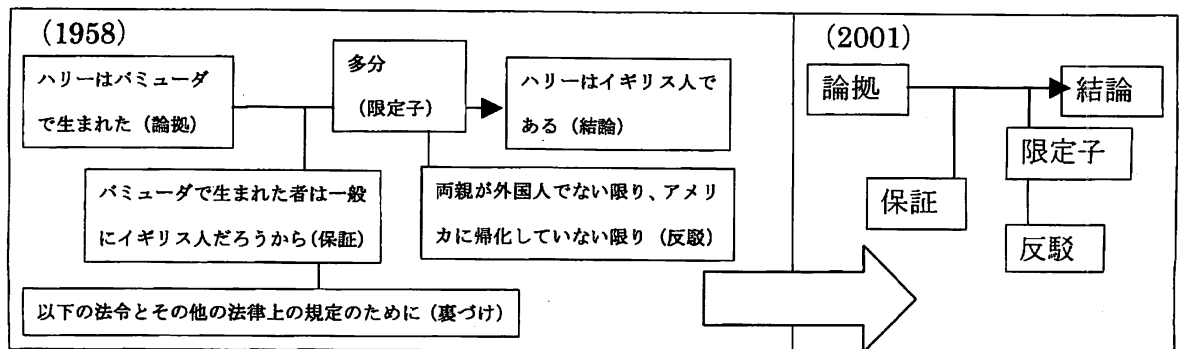


図1 トウルミンの議論モデルの変容 (Toulmin 1958: 104-5, 2001: 20-1)。

当化過程を描き出すためのものである。それは図1の左側のように表される。

結論とは正当化されるべき命題であり、論拠とは、結論を基礎付けるために参照される事実である。保証とは、論拠と結論を架橋し、その移行を権威づける一般的な仮說的言明である⁴。限定子または様相限定詞とは、論拠から結論への移行を正当化する強さを表しており、反駁は、保証の一般的な正当性が退けられねばならない状況を意味する。裏づけとは、保証に権威と信用を与える言明である (Toulmin 1958: 97-103)⁵。

トウルミンは、*Return to Reason* (2001) において、この議論モデルに言及する際、「裏づけ」を消去し、議論の歴史的な脈絡性を強調するという変更を加えている (Toulmin 2001: 19-21)。この変更は図1のように示される。

本稿が着目するのは、トウルミンが、上述の議論モデルに加えた変更である。この変更は、単なる言い落としでもなければ、著者による唯一の正しい解釈でもない。それは *The Use of Argument* (1958) という独立した一つの作品を、現在の問題関心から再構成したトウルミンの「読み」に他ならない。すなわち、この変更は、トウルミンにおける、問題構成上の

変化を表現しているのである。

なぜ、トウルミンは、議論モデルから「裏づけ」を外し、議論の歴史的な脈絡性を強調しなかったのか。言い換えれば、1958年から2001年の間に、いかなる問題構成上の変化があったのか。これが本稿における問いである。

この問いに対する本稿なりのアプローチを明確にするために、先行研究は、この「変更」をどのように捉えているのか、または、捉え損ねているのかを押さえておこう。

1-2 先行研究のスタイル

管見の限り、トウルミンの議論モデルの「変化」に言及した先行研究としては、現在のところ Foss et al. (2002) があるのみに留まる。

それ以前のトウルミン研究の多くは、肯定的または否定的に捉えるにせよ、「議論の配置」を日常生活における議論を批判、評価するための最終的な準拠点と見なし、その応用可能性を追求するという特徴を持つ (Brockriede and Ehninger 1960; Bird 1961; Trent 1968; Cowan 1964; Willard 1976; Hample 1977)⁶。この特徴は、現在においてトウルミンを論じる際の一つのスタイルとして確立しているといつてよい⁷。

しかし、このような「議論の配置」に焦点を当てる既存研究のスタイルは、①元の文脈において「議論の配置」が有していた他の諸概念との関連を切断するため、「トゥールミンは、どのような問題をこれらの概念によって解決しようとしたのか」ということを解明する回路を予め閉ざし⁸、かつ②トゥールミンの理論的展開が動的に捉えられない、という欠点を抱えている。よって、このスタイルに依拠する限り、議論モデルの変容は考察対象として認識されることはない。

これに対し、Fossらは、*The Use of Argument* (1958)、*Human Understanding* (1972)、*The Abuse of Casuistry* (1988)、*Cosmopolis* (1990)、*Return to Reason* (2001)などの初期から近年に至るまでの一連の著作を概観した上で、トゥールミンの主要なテーマは、文脈に依存しない普遍的妥当性を追及する形式的議論から人々を解放し、文脈依存的な実践的議論を適切なやり方で解明する事にあるとしている (Foss et al. 2002)。

そして、*The Abuse of Casuistry* (1988) [A・Jonsenとの共著]における議論モデルの変更という重要な指摘を行っている。*The Abuse of Casuistry* (1988)における議論モデルは、「もとの六つの要素が四つになっているが、多くの点でオリジナルのトゥールミンの議論の配置と類似している。このモデルにおいては、論拠が結論に対してだけでなく、一般的な保証にも適用されており、従って、裏づけは排除されている」(Foss et al. 2002: 138)。

しかし、Fossらは、この「裏づけ」の消去を些細なもののみならず、元の議論モデルとの同型性を強調するに留まる。これにより、なぜトゥールミンが裏づけを排除しなければならなかったのか、という論点が不問に付される結果を招

いてしまっている。

この結果は、Fossらがトゥールミンのテーマの一貫性と議論モデルの一貫性を混同していることが原因である。テーマの一貫性は、議論モデルの一貫性を必ずしも意味しない。なぜなら、議論モデルは、一貫したテーマを探究する過程において、トゥールミンがその都度直面した問題に答えるために構成されるものだからである。よって、たとえテーマが一貫していたとしても、トゥールミンが想定している問題が異なれば、当然議論モデルの意味も異なる。テーマとモデルの一貫性を初めから前提にするFossらの視点に基づく限り、議論モデルの変容はトゥールミンの問題構成上の変化として認識されることはない。

以上をふまえ、本稿の課題を明確にしておこう。Fossらの指摘により、*The Abuse of Casuistry* (1988)で、議論モデルに変更があることが明らかとなった。しかし、Fossらは上述の理由により、変更の意義を捉え損ねている。よって、本稿の課題は、*The Use of Argument* (1958)と*The Abuse of Casuistry* (1988)の問題構成の相違点を明確にし、その「問い」の変容と関連づけて、議論モデルの変更の意義を明らかにすることである。

本稿の構成を示そう。第二節では、*The Use of Argument* (1958)において、トゥールミンが「議論の配置」により達成しようとした目的を押さえ、続く第三節で、*The Abuse of Casuistry* (1988)の成立の文脈を視野に入れつつ、なぜ「裏づけ」が消去されねばならなかったのかについて本稿なりの解釈を示す。第四節で、冒頭の問いに答えて結論とする。

結論を先取りして言えば、議論モデルの変容は、現実の問題を解決するという、アメリカでの経験に由来している。そこでトゥールミンが

直面した問題とは、多元的状况における合意は
いかにして可能か、というものであった。その
問題を解決するために、裏づけを消去し、議論
領域を一つの考察対象として独立させた、とい
うのが本稿の解釈である。

2 多元性の擁護

本節では、まずトウルミンの根本的な問題
関心を押さえ、次に *The Use of Argument* (1958)
において、トウルミンは、いかなる目的を達
成するために、論拠、保証、そして裏づけなど
の区別を導入したのかを明らかにする。

2-1 二人の師：ウィトゲンシュタインとコ リングウッド

トウルミンは二人の師の影響の下で、自身
の根本的な問題関心を形成した。すなわち、哲
学者ウィトゲンシュタイン (1889-1951) とイ
ギリスの哲学者・歴史家 R・G・コリングウッ
ド (1889-1943) である (Toulmin 1994: 198,
2001: 9)。

トウルミンは 1922 年 3 月 25 日、イギリ
スのロンドンに生まれた。彼の父は歴史の造詣
が深く、夕食時にはよく歴史が話題となった。
この時の経験がもとになり、後にコリングウッ
ドの著作に親しむようになった、とトウルミン
は回想している (Toulmin 2001: 9)。

しかし、少年トウルミンが関心を抱いたの
は物理学であり、やがてケンブリッジ大学キン
グスカレッジに進学し、1942 年に数学と物理
学の学位を得る。大戦中はレーダーの研究者
として海軍の研究所に勤務し、現場の研究者と
して、学問的キャリアをスタートした (Foss et
al. 2002: 118)。大戦後ケンブリッジに復学し、
ウィトゲンシュタインと出会う⁹。

復学当初のトウルミンの最大の関心事と
は、人間の理性 (rationality) であった (Foss
et al. 2002: 118)。この理性の問題をトウル
ミンなりに探究する上で、大きな影響を与えた
のがウィトゲンシュタインである。

トウルミンが、ウィトゲンシュタインから
学んだこととは、ピュロン、セクストス・エン
ペイリコスらに代表される古典的懐疑主義——
過度の一般化や断定を避け、判断を停止し (エ
ポケー)、絶えざる探究を推奨する——に近似
した、「判断停止」の方法であった¹⁰。

トウルミンは、この判断停止を、ウィトゲ
ンシュタイン自身にも適用し、彼の非歴史性と
いう前提に批判を加える。「彼 [ウィトゲンシ
ュタイン] にとっては、歴史的な多様性や変
化は哲学にはなんの関係もなかったのである。
……残存している『論考』以前のノートの一冊
に、『何がわたしにとっての歴史なのか。わた
しの歴史は最初にして唯一の世界である』とい
う奇妙な言葉が書きとめられている」 (Toulmin
and Janik 1973=2001: 398-9)。

理性の探究と歴史は分離できない。これはト
ウルミンが R・G・コリングウッドから学ん
だことである¹¹。コリングウッドは、自ら編み
出した「問答論理学」によって、人間の思考を
問いと答えの歴史的展開として捉えた人物であ
る¹²。問答論理学によれば、「一定の命題の真偽、
意味の有無はその命題が答えようとした問題次
第なのです。ですから一定の命題の真偽、意味
の有無を知りたいものは誰でも、その答えよう
とした問題が何であるかを発見しなければなり
ません」 (Collingwood 1939=1981: 49)。この
問題は明示的に示される場合もあるが、一般的
には暗黙の前提となっていることが多いので、
問題を再構成する必要がある。そしてこの再構
成は歴史的再構成に他ならない (Collingwood

1939=1981: 49)。

トゥールミンは、ウィトゲンシュタインとコリングウッドに学びつつ、両者の思想を彼なりに融合させ独自の問題を設定する。「われわれには今や、かつてウィトゲンシュタイン自身が行ったよりも更に先に進んで、われわれの合理的な方法や思考様式の、歴史的展開の下に横たわっている機能的考察を、さまざまな生活分野や研究領域において探究する資格がある」(Toulmin and Janik 1973=2001: 426)。すなわち、歴史的に状況づけられた理性に関する研究こそ、トゥールミンが学問的キャリアをスタートした時点から現在に至るまで、様々なバリエーションをとりながらも一貫して問い続けている問題に他ならない。そして、その探究の第一歩となったのが、以下で検討する *The Use of argument* (1958) である。

2-2 *The Use of argument*

2-2-1 応用論理学の構想——批判力の養成——

当時のトゥールミンはあるジレンマを抱えていた。それは当時の科学哲学のスタイルと物理学者としての経験との間のジレンマであった。すなわち、当時の科学哲学は物理学における理論の形式的・論理的側面ばかりにのみ関心を集中し、それが現実世界に適用できるかどうかについては無関心であった。しかし、物理学者としての経験からすれば、そのような理論は科学者共同体の成員に受容されなければ無意味である (Toulmin 2001: 10)。

文脈を無視するのではなく、文脈の中において実際に働く論理や理性をいかに捉えるか。これが当時トゥールミンの念頭にあった問題である。すなわち、*The Use of argument* (1958)

におけるトゥールミンの目的は、様々な状況下においてなされる「実際の議論の批判的評価」(Toulmin 1958: 3) のための見取り図を提供すること、換言すれば、「『合理的過程 rational process』と呼ばれるもの、すなわち、ある主張について議論し同意を得る際に用いられる手続きとカテゴリーの特徴を描き出すこと」(Toulmin 1958: 7) に他ならない。

日常生活における議論の研究を、トゥールミンはさしあたって「応用論理学 applied logic」(Toulmin 1958: 95, 212, 216) と呼ぶ。応用論理学では、「一貫した議論とそうでない議論を区別するというよりむしろ疑わしい議論から妥当な (sound) 議論を区別する合理的評価は、経験、洞察力、判断力を必要」(Toulmin 1958: 188) とする。

日常生活における議論についての合理的評価に必要な経験、洞察力、判断力などを、ここでは一括して「批判力」と呼ぶならば、応用論理学の課題は、この批判力の養成である。

2-2-2 形式論理学の問題点：脱文脈化と単純化

応用論理学を構想しなければならない理由は、数学をモデルとした従来の形式論理学がある問題を抱えているからである。

探究の出発点として単純な議論モデルを採用することと、それを普遍的な評価基準として採用することは区別されねばならない (Toulmin 1958: 144)。しかし、形式論理学は、三段論法 (syllogism) ——ソクラテスは人間である (小前提)、すべての人間は死すべきものである (大前提)、よってソクラテスは死すべきものである (結論) ——を、あらゆるタイプの議論の妥当性の基準として採用しようとするにより、①脱文脈化の問題、②過度の単純化の問題

を抱え込んでしまっている、とトゥールミンは考える。

トゥールミンによれば、「発言は特定の時間、状況においてなされる。よって発言は文脈を考慮した上で理解、評価しなければならない。……合理的な評価を下すこと自体、特定の文脈において行われる活動であり、本質的に文脈に依存している。つまり、我々が行う議論はある時間、状況においてなされるので、我々が議論を評価するときは、議論をこの背景に照らして判断しなければならない」(Toulmin: 1958: 182-3)。よって、あるタイプの議論モデルを普遍的基準として採用すれば、この文脈依存性が無視されてしまう。

さらにトゥールミンは次のように問う。「ミクロな議論を分析するための伝統的なパターン——小前提、大前提、ゆえに結論——は、実際に議論を評価する際、我々が用いるあらゆる区別を十分に反映しているのかどうか」(Toulmin 1958: 142)。つまり、三段論法は日常生活における議論において各言明が果たす様々な機能の違いを覆い隠しているのではないか。形式論理学の三段論法は、実際の議論を過度に単純化しており、「三段論法で使用される一見無害な形式には、隠された複雑性が含まれている」(Toulmin 1958: 108) のである。

2-2-3 法律学とのアナロジー

よって、トゥールミンが構想する応用論理学にとって、①議論の文脈を要素として取り入れ、②ある程度の複雑性を備えた議論モデルを構築すること、が必須の作業となる。そのために、トゥールミンは「法律学 jurisprudence」をモデルとして採用する。「(我々の言う) 論理学は一般化された法律学である」(Toulmin 1958: 7) ¹³。

トゥールミンは、法律学とのアナロジーによって、自身の探究課題が「賢慮 phronesis (ギリシャ語)、prudentia (ラテン語)」にあることを強調する ¹⁴。トゥールミンは、「法律学 jurisprudence」を、その語源である「法の賢慮」の水準で捉え、主に賢慮に焦点を合わせる。「我々の主題は賢慮 (prudentia) であり、単なる法 (jus) ではなく、より一般的な理性 (ratio) である」(Toulmin 1958: 8)。トゥールミンにとって賢慮とは、日常生活において働く「理性の批判的機能」(Toulmin 1958: 8) に他ならない。

日常生活における「批判力」の考察にとって法律学が有効なのは、形式論理学とは異なり、法律学が議論の文脈依存性を考慮し、一連の議論の中において各命題が果たしている様々な機能に注意を払っているからである。法律学の人々にとって、様々な法的言明を識別して初めて、法的過程が理解されるということは自明のことである。「法的諸言明は多くの個別機能をもつ。告発、身元証明、論争における出来事についての証言、法令解釈とその妥当性の議論、法適用の免除の訴え、情状酌量、評決、刑の宣告。すなわち、これらすべての様々な種類の命題は法的過程においてそれぞれの機能を果たしており、それらの違いは実際には決して些細なものではない」(Toulmin 1958: 96)。

議論における各言明が果たす様々な機能を分類する法律学とのアナロジーは、形式論理学の過度な単純化を相対化する。「合理的評価と法的実践とのアナロジーは、論理学的形式について考えるための対抗モデルを我々に提供する。議論は特別な型をもたねばならないのではなく、基本的な手続きの規則に一致するように順を追って述べられねばならない。つまり、合理的評価は必然的に正式な手続きを含んだ行為なのである」(Toulmin 1958: 43)。

2-3 裏づけの議論領域依存性

以上を踏まえて、形式論理学が抱える問題を克服するために、トゥールミンが「議論の配置」にこらした工夫が、「裏づけの議論領域依存性」(Toulmin 1958: 104) に他ならない。

トゥールミンは議論領域を次のように定義する。ある主張と、その理由は、それぞれ異なる「論理的タイプ」に属し¹⁵、「前提と結論がそれぞれともに同じ論理的タイプである場合、それらは同じ領域に属している。また〔主張に対する〕裏づけや結論のどちらも同じ論理的タイプではない場合、それらは異なった領域に由来する」(Toulmin 1958: 14)。

この議論領域という概念は、日常の議論において行われる選択と排除の過程において、「何が領域-不変 (field-invariant) であり、何が領域-依存 (field-dependent) であるのか」(Toulmin 1958: 15) に注意を促すために導入されたものである。

トゥールミンは、まずマクロな議論過程を問題にする。我々は、議論においてまず問いを提示し、次いで複数の解決策を考慮し、その中からある証拠によって支持される特定の解決を選び出す。そして、「ありうる possible」、「必然的に necessary」などの「様相子 modal terms」を用いて、その他の諸解決策を排除する (Toulmin 1958: 18-22)。

様相子には「力 force」と「基準 criteria」の二つの側面がある。「力」とは、様相子を使用することの実際的含意である。例えば、『できない cannot』という様相子の力とは、何か、何かしらの方法や理由によって排除されねばならないという暗示的一般的命令を意味する。「基準」とは、あらゆる文脈において、ある様相子の使用の適切さを判断するために言及される理由である。例えば、物理的に、数学的に、生理

学的に不可能である、言語学的に不適切である、さらには、道徳的、法的に妥当でないと言う場合、何かが排除されているという点では同じである。これに対して、その排除の理由となる基準は各状況ごとに異なる (Toulmin 1958: 30)。

「力」は領域-不変であるが、「基準」は領域-依存である。この「力」と「基準」の区別は、ミクロレベルの議論の構造を分析した「議論の配置」における、「保証」と「裏づけ」の区別に相当する。すなわち、例えば、「すべてのAはBである」という保証言明は、「AはBであると確実に受け取ってよい」という言明に書き換えることができる。この何事かを強制する保証の力は領域-不変であるが、その理由(裏づけ)は各議論領域ごとに異なる (Toulmin 1958: 112)。

形式論理学では、前提と結論という二つの区別しかない。確かに、小前提、大前提、ゆえに結論という形式は、様々な領域で行われる議論の間に画一性を与えるが、「前提」として括られてしまうものの間の差異を覆い隠してしまう。すなわち、形式論理学における三段論法の欠点は「議論領域間の違いと、保証と各領域に特有の裏づけの違いを曖昧にしてしまう」(Toulmin 1958: 143) 点にある。

これに対しトゥールミンは、保証と裏づけを区別する必要があると主張する (Toulmin 1958: 113-4)。ゆえに、保証と裏づけを区別し、各領域における裏づけの相違を識別することが議論の合理的評価にとって必要な作業となる。

2-4 多元性の擁護

トゥールミンは再三、議論領域ごとの差異を強調し、議論の多様性、複雑性に関する聴き手の自覚を促す。よって、トゥールミンが構想する応用論理学における「批判力」とは、議論の

多元性への感覚を養うことである。

議論は様々な領域において生じるが、その過程における「力」と「基準」、保証と裏づけの区別は、あらゆる領域に共通している特徴である。しかし、トゥールミンの「議論の配置」の目的は、「あらゆる犠牲を払って、そのような類似性を見いだすことにあるのではなく、可能な差異に細心の注意を払うことにある」(Toulmin 1958: 256)。つまり、トゥールミンの「議論の配置」は、あらゆる議論をその枠組にはめ込んで評価するものではなく、そのモデルによって、議論の構成過程で排除された他の選択肢の可能性をもう一度視野に入れて議論を吟味する契機を提供するものに他ならない。

従って、議論の多様性を無視し、ある特定の評価基準をあらゆる議論に適用しようとする態度にトゥールミンは批判的である。なぜなら、ある一つの評価基準に夢中になっている人々は、他の可能性に盲目になるからである(Toulmin 1958: 34)。

本稿 1 - 2 で検討した先行研究は、「批判」を何らかの枠組との適合という水準で捉えてしまっている。しかし、本稿は、トゥールミンの構想する批判とは、議論の配置を出発点として、議論の構成の過程で排除された他の可能性を視野にいれ、主張を再吟味することであると考える。この意味でトゥールミンの議論モデルは、ある種の理念型として機能する。それにより聴き手は、議論の他の選択肢への自覚が促され、その主張が本当に妥当かどうか、再度比較考量することが可能になる。議論領域と結びつく裏づけは、議論の多元性へのまなざしを養うために導入されたのである¹⁶。

以上、トゥールミンが、裏づけを導入した理由が明らかとなった。では、なぜ裏づけを消去しなければならなかったのか。そこにはアメリ

カにおける、ある経験が影響していると本稿は考える。以下、*The Abuse of Casuistry* (1988) [A・Jonsen との共著] を中心に、その著作の成立背景を視野に入れつつ、議論モデルの変容の理由を明らかにする。

3 寛容の育成

3-1 穏健な合意を求めて

トゥールミンは、1965年にアメリカに渡り(69年に帰化)、現在に至っている。1965～75年までのアメリカは一つの転換期を迎えていた。公民権運動、女性解放運動、消費者運動、ヴェトナム反戦運動などの社会運動は、既存の価値観に異議申し立てを行い、新たな価値観を模索していた。トゥールミンは20世紀後半の工業社会をローマ帝国になぞらえる。「我々の都市は拡大し、人々は混ぜ合わさり、バラバラになっている。公的行政組織は官僚的になり、国内と海外を含めた管轄は膨大で多様である。その結果、初期のローマ司教が、一般的尊敬と効力を得るためにあてにした道徳的コンセンサスと市民的信頼は気休めの夢に過ぎないように思われた」(Toulmin 1981b: 34)。

一連の社会運動は医療の分野にも影響を及ぼし、「生命倫理」と呼ばれる学問分野の成立を後押しする。1970年前後には、ヘイスティングス・センター(1969年設立)やケネディ研究所(1971年設立)などの民間の研究機関が相次いで誕生し、新たな医療技術がもたらす倫理的問題(人工中絶、臓器移植など)を、様々な分野の研究者が領域横断的に研究する条件がすでに整いつつあった(Jonsen 1998: 香川 2000; 谷田 [1992] 2001)。

医療の問題を社会の中に位置づけて議論することが具体的な形となって現れたのが、1974

年に制定された「国家研究法」に基づく、75年から3年間限定の「生物医学および行動科学研究における人間の被験者保護のための国家委員会」(以下、国家委員会と略記)の設置である。委員会は、様々な性別、人種、宗教、職業(医学研究者、行動心理学者、哲学者、弁護士、神学者、市民団体代表)の11人から構成されていた。その目的は、①生物医学、行動科学において研究対象とされる人々の「権利と福祉」の保護の観点から、調査研究に対する連邦の規制を見直すこと、②囚人、子ども、精神病患者、胎児などを研究対象とする科学的研究が提起する倫理的問題を明らかにし、生物医学、行動科学の発展の指針となる一般的倫理的原理を作成することであった(Jonsen and Toulmin 1988: 16-7)¹⁷。

トゥールミンはコンサルタント兼スタッフとして国家委員会に参加し、生命倫理の基本原則の一つと見なされる「ベルモント・レポート」の作成に携わった¹⁸。

国家委員会は、専門家に混じって非専門家が医療のガイドラインを作成するというという役割を担っていると同時に、背景や関心が異なる人々の間での合意はいかにして可能かという問題を突きつけていた。すなわち、多元主義的状況における合意はいかにして可能か、という問いこそ当時のトゥールミンの念頭にあった問題に他ならない。

この問題について敷衍しておこう。*The Use of Argument* (1958)においてトゥールミンは、「基準」あるいは「裏づけ」の議論領域-依存性を指摘し、以下の見解に達していた。

合理的な議論は、いかなる領域においても、当該領域において推論の保証(inference-warrants)を確立する可能性に依存している。

すなわち、ある特定の領域において保証を検証するための手続きが人々の間に共有されている限り、問題に対する批判的(judicial)アプローチが可能になる。……ある領域において保証を検証するための手続きを共有している二人の人は、当該領域において、議論の是非を比べることができる。この条件を欠き、議論のための共通基盤を彼らが持たない場合、合理的な評価はもはや彼らには開かれていない。(Toulmin 1958: 175-6)

すなわち、*The Use of Argument* (1958)において、トゥールミンは、共通基盤がなければ合理的評価は不可能であるという立場に立っていた。この立場に基づけば、彼が国家委員会で直面した問題——異なる背景、議論領域に属する人々の間で合意は可能か——には否定的に答えざるを得ない。

しかし、トゥールミンは、異なる議論領域に所属する人々同士の間においても議論が成立しうるし、合理的な評価を行い、最終的な合意へと達することが出来ると考える。なぜなら、国家委員会が、まさにその実践の例証を提供しているからである。「トゥールミンは委員会の仕事に影響を与え、その仕事はトゥールミンに影響を与えた」(Jonsen 1998: 82)。トゥールミンは国家委員会の経験に学びつつ、自身の議論モデルの一部を修正する。その成果が委員会の同僚のAlbert R. Jonsenとの共著*The Abuse of Casuistry* (1988)である。

3-2 国家委員会の実践：事例の分類とアナロジー

トゥールミンは、国家委員会の実践から次のことを学んだ。すなわち、「裏づけ」がなくとも合意は可能である。「裏づけ」を参照せずと

も合意が可能になった理由は、委員達が、以下で説明するような、ある特徴的な手続きに従って議論していたからに他ならない。

委員会に対しては否定的意見が大半であった。委員会では科学者と一般の人々が対立するため議論が成り立たず、「多数決で永遠の原理が決められることでしょう」と皮肉られた。

しかし、委員会は設立からわずか4ヶ月で胎児の研究に関する報告書を作成する¹⁹。その後、委員会は78年までに、人体実験が提起する諸問題についての八つの報告と勧告を提出する。その際、「委員会は、胎児の研究の考察と同じやり方で、一連のトピックを扱った。まず、委員達は必要な情報と分析を決め、コンサルタントを選択して調査を依頼、一般人と専門家の意見を聞き、その上で一堂に会して問題について議論したのである」(Jonsen 1998: 102)。すなわち、原理原則の適用ではなく、多くの意見を集約し、最初の事例をパラダイムとし、それを他の問題にアナロジー的に適用し問題の解決を図ったのである。

このような分類学的手続き——困難な事例を他のより明確で容易な事例と比較する——に従って議論を行う限り、委員達は各事例に関して合意に達することが出来たのである(Toulmin 1981b: 31)。ところが、個別事例を正当化する理由や一般的原理に関しては、背景の相違から合意を得ることは困難になる(Jonsen and Toulmin 1988: 17-8)²⁰。

この経験から、トゥールミンらは、ある状況における問題解決にとって重要なのは、「一般的原理」への同意ではなく、その「状況の特性に関する共有された認知」であると思に至る。「委員達の議論において確実性の場所 (locus of certitude) は、彼・彼女らが受け入れたことがないような、本質的な説得力のある一般的な規

則や原理にあるのではなく、むしろ、個別の人間の状況において特殊的に (specifically) 問題となっていることについての共有された認知にある」(Jonsen and Toulmin 1988: 18)。

すなわち、具体的な問題状況において適切な振る舞いをするために必要なことは、状況の特性を把握し、次いで過去の諸先例から類似した事例を探し出し、その状況に適用することである。その際、比較考量される諸事例間の類似性や差異を明確に区別することが重要となる。よって、「実際の道徳的問題の解決のために不可欠な道具の一つは、道徳的に重要な類似性と差異に関する詳細で体系的な地図である」(Jonsen and Toulmin 1988: 14)。

各委員の専門分野の原理に、換言すれば、各委員が所属する議論領域に特有の裏づけに固執する限り合意はのぞめない。しかし、領域特有の裏づけを参照せずとも、個別の事例に就いては合意が成立しうる。国家委員会において、様々な背景と関心をもつメンバーたちが、具体的事例についての勧告に同意することができたのも、事例のリストを作成し、最も単純なパラダイム・ケースをアナロジー的に複雑な事例に適用する手続きに従ったからである²¹。そして、この委員会の手続きこそ、「道徳的分類学 moral taxonomy」とも言われる、「Casuistry」の技法に他ならない (Jonsen and Toulmin 1988: 17)²²。

3-3 Casuistry の復権

3-3-1 Casuistry とは

Casuistry は、アリストテレス、キケロなどの古代ギリシャ哲学、ローマ法、ユダヤ教のラビの討論などの知見が歴史的に醸成されて成立したものであり、中世のキリスト教会において修道士たちが道徳的問題を解決するための方

法として隆盛を極めた。しかし、同時にその濫用を招き、時として罪人を無罪にするために使用されたため、パスカルらの激しい批判を受けた。その後、教会権威の失墜、デカルト、ライプニッツに代表される永遠不変の原理を探究する近代合理主義の台頭により、個別的、具体的な事例を扱う Casuistry は廃れ、「Sophistry 詭弁」と同義語となった。

過去の Casuistry の実践者たちは、自身の方法について体系的な理論を残さなかったが、トゥールミンらは、個々の著作を渉獵することで、Casuistry の技法を再構成した。

Casuistry とは、蓋然論 (probabilism) と道徳的論争において対抗意見を尊重する規則に基づく一連の手続きである。すなわち、事例をパラダイムとアナロジーにより順序づけ、格言を引き合いに出し、状況を分析し、その主張が成立する範囲を確定し、多くの議論を蓄積して正当化し、解決策を述べるのである (Jonsen and Toulmin 1988: 251)。これらを踏まえ、トゥールミンらは、Casuistry の技法を以下のように定式化している。

パラダイムとアナロジーに基づく理由付け手続きを用い、一般的ではあるが普遍・永遠ではない規則や格言というかたちで表現された、特定の道徳的義務の存在と重大さに関する専門家の意見の公式へと導く、道徳的問題の分析。よって、Casuistry は、行為の主体と環境の典型的条件においてのみ確実に有効である。(Jonsen and Toulmin 1988: 257)

3-3-2 臨床医学：Casuistry の模範例

この Casuistry の技法は臨床医の方法と親和性をもつ。なぜなら、どちらの分野においても、必要とされることは、よく知られた典型的事

例の分類リストでもって新しい、複雑な事例にあたることだからである (Jonsen and Toulmin 1988: 257)。

臨床の現場においては、①症状を見抜き、②それに適切な処置を施すこと、すなわちアリストテレスが言うところの、「賢慮 phronesis」が求められている (Jonsen and Toulmin 1988: 37)。臨床的診断とは、ある種の「パターン認識」に他ならない。その出発点となるのは、医学書に記載されている病気や怪我、障害に関する最新のレパートリーである。医学生や研修医は、病状の分類学としての医学書に記載されている典型的な症状を学習することを通じて、同じような症状に出会った場合に、適切な診断を下せるようになる。診断は症例リストを基にしたアナロジー的解釈からなるため、常に反論の余地を残している。どっちつかずの、曖昧な症状の場合、臨床医たちは、意見を共有し、想定される選択肢を可能な限り増やすことで、誤診を回避する (Jonsen and Toulmin 1988: 40-1)。

典型的症例のリスト (分類学) と、新たな症例を既存の症例とのアナロジーによる解釈により特徴づけられる臨床医学の実践は、道徳的問題を分析する上で、有効なモデルとなりうる。「道徳的問題の実践的分析が、道徳的事例と環境の分類学を意味するのなら、そこにおいて、新しい問題的事例を、既存の解決済みの諸事例が要約された分類体系へと組み込むためのアナロジー的理由付けが用いられていることは自然なことである。それゆえ、現代の臨床医の診断法と同様、Casuistry の実践者達が道徳的問題を解決するための手続きとは、すでに理解され同意済みのパラダイムまたは典型的事例から、いまだ理解されていない、係争中の事例を探究することである」 (Jonsen and Toulmin 1988: 44)。

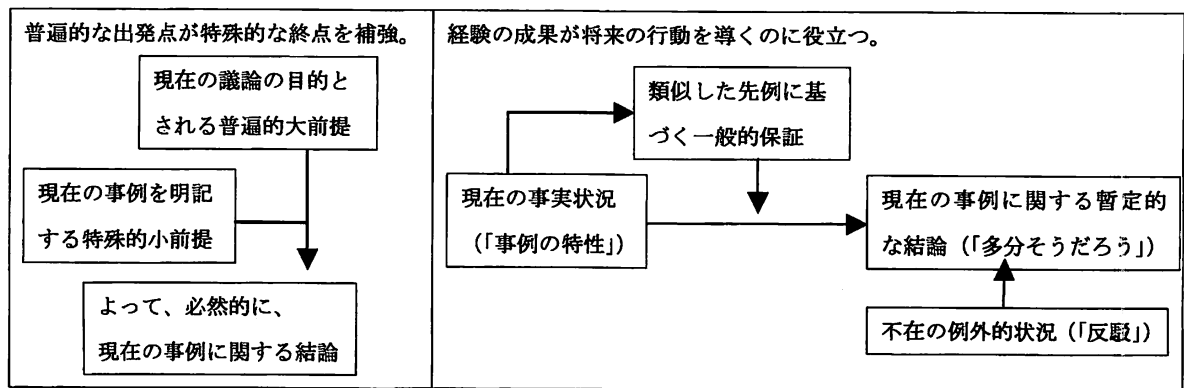


図2 理論的議論と実践的議論 (Jonsen and Toulmin 1988: 34-5)。

3-4 議論モデルの変容と保証の妥当性問題

このような特殊事例への典型的事例のアナロジー的適用という Casuistry の技法をもとに、トゥールミンらは「議論の配置」に変更を加える。「裏づけ」を消去し、保証としての過去の先例を、現在の論拠にアナロジー的に適用することで、将来の行動を正当化する議論モデル、すなわち図2の右側のような「実践的議論」モデルを構成するのである。

トゥールミンらによれば、「議論 arguments」には「形式的 formal」議論と「実質的 substantial」議論の2つの機能的に異なる意味がある。すなわち「第一の、形式的な意味において、議論とは、その結論を保証するために関連づけられた、諸命題の『鎖』である。第二の実質的な意味において、議論とは、実際の難局を解決するために提示された、考慮のネットワークである」(Toulmin 1988: 34)。

形式的すなわち理論的議論の妥当性は、文脈の影響を受けない。「特定の結論は、その議論の頂点にある第一公理または普遍的原理から演繹される。それゆえ、それらの公理が有する真理や確実性は『証明される』べき具体例に向かって流れ落ちる」(Toulmin 1988: 34)。

反対に、実質的すなわち実践的議論は、それ

がなされた具体的な状況と切り離して理解することはできない。なぜなら実践的議論は、過去に有効であった手続きを、現在の新しい問題に適用することでその解決を図ろうとするからである。

現在の事例の諸事実は、あらゆる解決が依拠しなければならない論拠を規定する。類似した状況において影響力を持つ一般的意見は将来の事例を解決するのに役立つ保証を提供する。よって、あらゆる問題の解決は仮定的に妥当性を保持する。その強さは現在の事例と先例との間の類似性に依存している。その正しさは、状況が例外的と見なされる場合に反駁されうる。(Jonsen and Toulmin 1988: 35)【強調点は著者によるものである】

それゆえ、道徳的問題をめぐる議論における結論は、臨床医学の場合と同様、常に反駁の余地を残している。「われわれの判断は常に特定の時間、ある事実や観察に基づいており、それゆえ、いつも『時宜的 timely』で『文脈依存的』である」(Toulmin 1988: 45)。それは同時に、誤りうるし、時には改訂されうる場合があることを意味している²³。

しかし、ここで二つの疑問が生じる。第一に、

「議論の配置」から、保証を権威づける機能を果たしていた「裏づけ」が消去されたのであれば、保証の妥当性は何によって担保されるのか。なぜなら、変更後の議論モデルにおいては、保証は論拠と単に「類似性」によって関連づけられているに過ぎないからである。第二に、裏づけが消去されることは、同時に議論領域も消去されることを意味するのだろうか。

3-5 保証の使用制限：基礎付け主義からプラグマティズムへ

トゥールミンらは、次のような解答によって上述の二つの問いに同時に答える。その解答とは、「保証の使用を制限するものとして議論領域を位置づける」というものである。この点に関して *The Use of Argument* (1958) と *The Abuse of Casuistry* (1988) における方法論的態度の違いに焦点を当てて説明していこう。

The Use of Argument (1958) においてトゥールミンは、主に認識論的問題を念頭においていた。具体的に言えば、「ハリーはバミュータで生まれた、よってハリーはイギリス人である」などの例からも分かるように、ある事実言明から別の事実言明を推論する理に適った手続きが問題にされていたのである。そして、「裏づけ」とは、保証の真偽が疑われた場合に参照される、メタ的な事実言明に他ならなかった。

これに対し、*The Abuse of Casuistry* (1988) は、現在の特異な事例に対し、過去の先例を参照し、理に適った未来の行動を決定するという実践的問題が念頭におかれている。そして、この点が重要であるが、実践的問題を解決するに当たっては、保証の真偽が問題になることはない。すなわち、*The Abuse of Casuistry* (1988) において、保証は、過去の先例としてその妥当性が広く一般的に共有されているものとして概念化されて

いるのである。

この場合、問題になるのは保証の妥当性ではなく、使用の適切性である。そして保証の濫用、誤用を防ぎ、その使用に制限をかけるものこそ議論領域に他ならない。その際「議論の配置」同様、議論領域に関しても、ある変更が加えられることとなる。すなわち、*The Use of Argument* (1958) においては、議論領域は論理的タイプによって定義づけられていたのに対し、*The Abuse of Casuistry* (1988) における議論の場は、具体的なものとして、すなわち国家委員会のような制度的・知的共同体として概念化されている。

Casuistry の技法にとって、このような制度的・知的共同体は重要である。なぜなら、この議論の場が Casuistry の濫用・誤用を防ぐ機能を果たすからである。「弁護士の法的議論同様、Casuistry の実践者の議論は制度的な枠組の中において定式化され、表現される。つまり、その理非は、より大きな状況との適応を見ることによるのみ判断される」(Jonsen and Toulmin 1988: 261)。すなわち、Casuistry の実践者達は、「専門的基準と手続きを共有する学習共同体 (learned community) を形成する。……これらの基準が、具体的な道徳的事例を、既存の道徳的カテゴリーへと組み入れる際に、使用することのできる議論の種類を制限するのである」(Jonsen and Toulmin 1988: 264)。

以上をまとめるならば、*The Use of Argument* (1958) におけるトゥールミンは、保証を裏づけによって権威づけるという、いわば基礎付け主義的な立場に基づいていた。委員会の経験は、トゥールミンにこの基礎付け主義の残滓を放棄させ、代わりに保証の妥当性を承認した上で、その使用に制限をかける立場への転換を促した。その際の基準とは、問題を解決できるかど

うかというプラグマティックなものである。基礎付け主義からプラグマティズムへ。これが裏づけ消去のもう一つの意味であると言えよう。

3-6 他者への寛容

以上の議論を通じて、トゥールミンらが達成しようとしていたこと。それは他者との共存の契機となる寛容の育成であるといえよう。

Casistryの技法は、文脈から切り離して理解することはできず、常に反駁の余地を残している。よって、Casistryは、自身の限界を反省し、他者の意見にたいして自らを開いておくことを推奨する。

Casistryの実践者にとって、良心とは、個人的決定をより大きな文脈へ結びつけることに他ならない。良心 (conscience) とは、「共に知ること」 (con-scientia) である。対話や論争は、新たな状況へのパラダイムの批判的適用からなるが、これらの「パラダイム」は、新たな事例が提起する困難を反省し、それらを自分達で論じるために必要とされる教育、機会、経験を持ち合わせた人々の集成的な所有物である (Jonsen and Toulmin 1988: 335)。

このようなCasistryの実践は、思慮分別を働かせ、ぼんやりとしていて明確ではない重要な問題を見抜く能力、すなわち、新たな事実や環境について学習し、われわれの道徳的経験の範囲を拡大する能力 (Jonsen and Toulmin 1988: 331) を育成する。

トゥールミンらにとって、Casistryの技法は、単に道徳的問題の分析方法に留まるものではない。道徳的問題を議論する際、Casistryにコミットすること自体、多元主義的状况において他者と連帯するための寛容を育成する実践と考えられているといえよう²⁴。

トゥールミンらは、多元主義的状况におけ

る合意はいかにして可能かという問いに対し、Casistryの技法を通じての寛容の育成という解答を与えているのである。

4 批判から寛容へ

これまでの議論を踏まえ、本稿の問いに答えることにしよう。本稿の問いとは、なぜ、トゥールミンは、議論モデルから「裏づけ」を外し、議論の歴史的な文脈依存性を強調しなければならなかったのか、言い換えれば、1958年から2001年の間に、いかなる問題構成上の変化があったのか、であった。そのために、*The Use of Argument* (1958) と *The Abuse of Casistry* (1988) を取り上げ、いかなる問題設定の変化があるのかを明らかにしてきた。主な相違点は以下の通りである。

表1 トゥールミンの問題設定の相違点

	The Use of Argument (1958)	The Abuse of Casistry (1988)
問題意識	賢慮の復権および多元性の擁護	
仮想敵	形式論理学	各自の原理原則への固執
目的	日常的議論の批判的評価	多元的状况での合意 (集成的意思決定)、他者への寛容
問題	議論の脱文脈化、単純化	具体的問題に関する共有認識の欠如
モデル	法律学	臨床医学
視点	基礎付け主義	プラグマティズム
方法	トゥールミン・モデル: 保証、裏づけ、反駁などを区別し、日常的議論の複雑性を示す。	Casistry: パラダイム・ケースとアナロジーによる経験の拡大、共有。
文脈	論理的タイプに基づく議論領域 (field of argument)	人々の集成的実践が行われる共同体、フォーラム (Forum) 例・国家委員会

最も重要な変化を挙げるとするならば、それは認識論的問題から実践的問題への移行である。国家委員会の経験に基づき、トゥールミンは、保証を裏づけによって権威づけるという初

期の基礎付け主義的な立場を放棄し、保証の一般的妥当性を承認した上で、その運用に制限をかけるというプラグマティックな立場を採択するに至る。すなわち、「裏づけ」を消去し、議論領域をより具体的なものとして概念化したのである²⁵。

以上の知見から、*Return to Reason* (2001)における「議論の配置」の変更は、上述の問題構成上の変容に基づくものであることが明らかとなる。すなわち、トゥールミンは、実践的、プラグマティックな問題関心に基づくがゆえに、裏づけを消去し、歴史的文脈を強調する形で「議論の配置」を再構成したのである。

これが本稿が提示する、トゥールミンの「読み」の意義の解釈である。

注

¹ この著作に対するイギリス哲学界の反応は冷淡なものであった。ストローソンが素っ気ない書評を書き、ケンブリッジ大学の先輩 Richard Braithwaite は、その本に腹を立て、以後 20 年トゥールミンとほとんど口もきかなくなり、リーズ大学の同僚 Peter Alexander は「何と、反-論理的な本なのだろう」と評した (Toulmin 1994: 198, Foss et al. 2002: 118-9)。

² 例えば、法学では法的議論の構造分析に適用され (Neumann 1986=1997; 亀本 1993)、政治学では、政策論争の分析方法として導入が検討され (足立 1984)、教育学 (特に国語教育) では、論理教育への応用可能性が議論されている (井上 1977)。社会学においては、社会問題の構築主義の分野において J・ベストが、トゥールミン・モデルを用いて、クレイム申し立て過程の分析を試みている (Best 1987=2000)。

欧米におけるトゥールミン研究に関しては Eemeren et al. (1996) を参照されたい。

³ 議論は、広義には推論の過程 (process) を意味するが、狭義には、ある手続き (procedure) に従った対面的対話 (例えば、ディベート) を意味する。さらに、一連の言語実践の最終生産物 (product) としての主張や報告、研究などをさす場合もある (Enos ed., 1996: 16-7)。

⁴ 保証は、G・ライルの『心の概念』(1948 = 1987)における「推論許可証」の議論から示唆を得た概念である (Toulmin 1958: 260)。

⁵ トゥールミンが各概念間の関係を次のように説明している。保証は、論拠と結論とは異なるカテゴリーに属している。「保証は、ある意味、副次的注釈であり、論拠から結論への移行の正当性を明示し、その移行をすでに受け入れられているより大きなクラスに組み入れる働きをする」(Toulmin 1958: 100)。よって、保証はあるタイプの議論において一般的に用いることができる。

保証が論拠と結論を架橋する仮説的言明であるのに対し、保証を支持する裏づけは、論拠と同様、事実的言明である。論拠と裏づけの違いは、論拠が議論の際に必ず明示的に提示されねばならないものであるのに対し、裏づけは、少なくとも相手から要求があるまでは、提示しなくてよいものとされる (Toulmin 1958: 105-6)。

⁶ 日本におけるほとんどのトゥールミン論も、「議論の配置」を中心にしたものである (島崎 [1988] 1993; 亀本 1993; 香西 1999; 福澤 2002; 林原 2003)。

「議論の配置」以外に焦点を当てた試みとしては、*The Journal of The American Forensic Association* の 1981 年第 4 号における「議論領域」特集がある。

⁷ 例えば、雑誌 *Argumentation* の 2005 年 19 号は、「議論の配置」の特集号となっている。

⁸ トゥールミン自身はモデルの教条主義的使用に否定的である。「トゥールミン・モデルが、あらゆる領域、種類の議論に等しく有効であるかということとは私 [トゥールミン] には分かりません。……ど

のような場合に、このモデルは最もよく機能するか、または、このモデルを制限付で用いるべきなのか、を理解しなければなりません」(Toulmin 1994: 199)。

⁹ その後のトゥールミンの職歴を簡単に述べておこう。1948年に博士号取得後、オックスフォード大学、リーズ大学などに勤務。65年に渡米し、ミシガン州立大学、シカゴ大学、南カリフォルニア大学の教授職を歴任し、2002年以来、南カリフォルニア大学の人類学・国際関係の教授である。より詳細な経歴に関しては Foss et al. (2002) を参照されたい。

¹⁰ (Toulmin 1990=2001: 309)。

¹¹ コリングウッドの歴史哲学の概略に関しては間宮 (1987) を参照されたい。

¹² 例えば、問答論理学の発想は、『ウィトゲンシュタインのウィーン』(1973 = 2001)における問題設定に採用されている (Toulmin and Janik 1973=2001: 50)。

¹³ ここから「トゥールミンの議論は法学に基づいている」といった一般的トゥールミン理解が形成される (亀本 1993: 53; Foss et al. 2002: 133)。しかし、トゥールミン自身は、これに反論している。「*The Use of Argument* は法学モデルに基づいているのではありません。」(Toulmin 1994: 201)。この発言を鵜呑みにし、「法学モデルに基づいているか否か」と問うよりも、「そのアナロジーにより強調したことは何か」を問うた方が有益であろう。

¹⁴ アリストテレスは、賢慮を不確実な領域で理に適った判断をするための知と定義する。

¹⁵ 例えば、現在や過去の出来事についての報告、将来の予測、犯罪に対する評決、芸術批評、幾何学の原理などは、それぞれ異なる論理的タイプに属している (Toulmin 1958: 13)。「論理的タイプ」は、G・ライルが『心概念』(1949)で主張した概念であり、ライルの定義によれば、「ある概念が所属する

論理的タイプ、あるいは論理的カテゴリーとは、その概念を用いることが正当であるような一組の語り方の枠組みである」(Ryle 1949=1987: 3)。

¹⁶ トゥールミンは、今後の課題として、「我々は各領域において確立している議論の方法を、歴史的事実として受け入れ、これを研究しなければならない」(Toulmin 1958: 257)と述べる。トゥールミンにとって、議論の歴史的文脈依存性は、*The Use of Argument* (1958)において既に十分に認識されていたといつてよい。

¹⁷ 国家研究法は、1972年のタスキギー事件——アメリカ公衆衛生局が40年間行ってきた人体実験の告発——が契機となり制定された。

¹⁸ トゥールミンは、自身の概念枠組を用いて委員会で提起された問題を定式化し、哲学的議論のアジェンダを設定、関連する証言と論争に関する文献を収集した (Jonsen 1998: 81)。

¹⁹ 報告書作成の過程の一端は Toulmin (1976) によってうかがい知ることができる。

²⁰ 互いに原理を掲げて主張を行うために行き詰まりになった公的論争の例としてトゥールミンは中絶論争を挙げる。中絶論争は、胎児の「生命権」と女性の「選択権」が対立し、論者はお互いに節度、分別を失い、解決策を見失っている。両立不能な法的制約をあらゆる中絶の事例に適用しようとすることにより、女性と胎児とを戦わせようとけしかけているのである (Toulmin 1981b: 38)。「問題を理論レベルで扱おうとする人々に残されている唯一の実践的成果は行き詰まりだけである」(Toulmin 1981b: 32)。

²¹ (Toulmin 1981a, 1981b: 37)。

²² 「決疑論」という訳語が分かりにくいいため、本稿は訳さずに「Casuistry」と表記する。

²³ トゥールミンらは、この議論モデルを用いて、道徳的議論のタイプ分類を試みている。すなわち、①互いに対立するパラダイムが一つの事例に適用さ

れる「どっちつかず」の場合。②あるパラダイムが適用される状況が、果たして通常なのか、例外的状況なのか、見極めることが問題となる「曖昧な」場合。③技術革新、社会関係の変化の結果、既存の道徳的カテゴリーの再考、改訂が問題となる場合である (Jonsen and Toulmin 1988: 320-8)。

このような道徳的議論のタイプ分類は、Casuistry 的議論モデルの具体的応用の一例として見ることができる。その他の応用可能性に関しては稿を改めて論じることにはしたい。

²⁴ トウルミンの議論は、「多元主義的状況」に関する特殊な前提の下に組み立てられているということに注意を促しておこう。トウルミンの想定する多元主義的状況は、異なる背景を持つ人々の間での意見の一致の可能性を認める穏健な多元主義である。「別の見解を誠実に抱いている人々を、われわれの意見に転向させる合理的方法はないかもしれないが、しかし、われわれはそのような不一致をよけて通ることはできない。……後になって、これらの相違は、さらに経験を共有することによって解消されるかもしれないし、またそのような経験によって、さまざまな考え方が一つに収束することもありうる。そういった経験をするまでは、このようなさ

まざまな見解をわれわれは寛容の精神で受け入れなければならぬ。」(Toulmin 1990=2001: 47)。【強調点は著者によるものである】

しかし、このような合意は自然に生じるものではない。ゆえに、トウルミンは、合意の契機を提供するような「場」の創設の必要性を強調する。「我々にとってまさに必要なのは、そこにおいて初期の意見の違いが可能な限り縮減され、議論の結果その手続きが成員により妥当なものだと認められ、結果に注目する外部の人々にも関心が共有されうる、委員会のようなフォーラムの存在である」(Toulmin 2001: 134)。

トウルミン自身は、この多元主義に関する前提を突き詰めて論じていないが、これは「議論や合意の前提となる社会観とは何か、それはいかにして可能か」という論点を提示している。議論の理論と多元主義の関係に関しては、稿を改めて論じることにはしたい。

²⁵ 多元的状況に対し、手持ちの知識を批判的に吟味し、適宜改良していく自身の立場を、トウルミンは「懐疑主義的プラグマティズム」(Toulmin 2001: 206) と名づけている。

文献

足立幸男, 1984, 『議論の論理——民主主義と議論』木鐸社。

Best, J. 1987, "Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem," *Social Problems* 34 (2): 101-21. (= 2000, 足立重和訳「クレイム申し立ての中のレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河信俊編『構築主義の社会学——議論と論争のエスノグラフィー』世界思想社, 148-92.)

Bird, Otto, 1961, "The Re-Discovery of the Topics," *Mind*, 70: 534-9.

Brockriede, Wayne and Douglas, Ehninger, 1960, "Toulmin on Argument: An Interpretation and Application," *Quarterly Journal of Speech*, 46: 44-53.

Collingwood, Robin, George, 1939, *An autobiography*, London: Oxford University Press. (= 1981, 玉井治訳『思索への旅——自伝』未来社.)

Cowan, Joseph L., 1964, "The Use of Argument: An Apology for Logic," *Mind*, 73: 27-45.

- Eemeren, F. H. Van, R. Grootendorst, F. S. Henkemans et al., 1996, *Fundamentals of Argumentation Theory: A Handbook of Historical Backgrounds and Contemporary Developments*, Mahwah: Lawrence Erlbaum.
- Enos, Theresa ed., 1996, *Encyclopedia of Rhetoric and Composition: Communication from Ancient Times to the Information Age*, New York: Garland.
- Foss, Sonja K., Karen A. Foss and Robert Trapp, 2002, *Contemporary Perspectives on Rhetoric, 3rd ed*, Illinois: Waveland Press, Inc.
- 福澤一吉, 2002, 『議論のレッスン』NHK 出版.
- Hample, Dale, 1977, "The Toulmin Model and The Syllogism," *Journal of the American Forensic Association*, 14: 1-9.
- 林原玲洋, 2003, 「S. Toulmin の議論モデル・再考——相互行為としての論争／規範としての論理」『現代社会理論研究』13: 204-14.
- 井上尚美, 1977, 『言語論理教育への道——国語科における思考』文化開発社.
- Jonsen, Albert R., 1998, *The Birth of Bioethics*, London: Oxford University Press.
- 香川知晶, 2000, 『生命倫理の成立——人体実験・臓器移植・治療停止』勁草書房.
- 亀本洋, 1993, 「法的議論と論理学——トウルミンの理論を手がかりに」山下正男編『法的思考の研究』京都大学人文科学研究所, 51-86.
- 香西秀信, 1999, 『論争と詭弁——レトリックのための弁明』丸善.
- 間宮陽介, 1987, 「思考と歴史——コリングウッド試論」『思想』754: 93-110.
- Ryle, Gilbert, 1948, *The Concept of Mind*, London: Hutchison. (= 1987, 坂本百大・宮下治子・服部裕幸訳『心の概念』みず書房.)
- 島崎隆, [1988]1993, 『増補新版 対話の哲学——議論・レトリック・弁証法』こうち書房.
- 谷田信一, [1992]2001, 「バイオエシックスの枠組と方法——その歩みと今後の課題」今井道夫・香川知晶編『バイオエシックス入門』東信堂, 255-76.
- Toulmin, Stephen, 1958, *The Use of Argument*, Cambridge: Cambridge University Press.
- , 1976, "Ethical Safeguards in Research," *Center Magazine*, 9: 23-6.
- , 1981a, "The Common Law Tradition," *The Hastings Center Report* 11(4): 12-3.
- , 1981b, "The Tyranny of Principles: Regaining the ethics of discretion," *The Hastings Center Report* 11(6): 31-9.
- , 1990, *Cosmopolis: The Hidden Agenda of Modernity*, New York: Free. (= 2001, 藤村龍雄・新井浩子訳『近代とは何か——その隠されたアジェンダ』法政大学出版局.)
- , 2001, *Return to Reason*, Cambridge: Harvard University Press.
- and Allan, Janik, 1973, *Wittgenstein's Vienna*, New York: Simon and Schuster. (= 2001, 藤村龍雄訳『ウィットゲンシュタインのウィーン』平凡社.)
- , and Albert R. Jonsen, 1988, *The Abuse of Casuistry*, Berkeley: University of California Press.
- , 1994, "Literary Theory, Philosophy of Science, and Persuasive Discourse: Thoughts from a Neo-premodernist," Gary A. Olson ed., *Philosophy, Rhetoric, Literary Criticism: (Inter)views*, Carbondale and Edwardsville:

Southern Illinois University Press, 193-219.

Trent, Jimmie D., 1968, "Toulmin' s Model of an Argument: An Examination and Extension," *Quarterly Journal of Speech*, 54: 252-9.

Willard, Charles A., 1976, "On the Utility of Descriptive Diagrams for the Analysis and Criticism of Arguments," *Communication Monographs*, 43: 308-19.

(うじかわ まさのり、東京大学大学院、fwjg5317@mb.infoweb.ne.jp)

(査読者 飯島祐介、明戸隆浩)

The Transformation of Toulmin's Argument Model From Criticism to Tolerance

Ujikawa, Masanori

The purpose of this thesis is to clarify significances of the transformation of Toulmin' s argument model. In his earlier work, *The Use of Argument* (1958), Toulmin presented a frame to assess arguments in everyday life critically, and introduced the "layout of argument" for defending Pluralism. Since then, in America, engaging in the work of The National Committee, Toulmin got to grips with the problem of consensus under a pluralist society. In his later work, *The Abuse of Casuistry* (1988), based on Casuistry rediscovered from practices of The National Committee, Toulmin modified his model of argument — layout of argument. To put it concretely, he eliminated "backing" from the "layout of argument" and reconfigured "field of arguments" as a restriction on the use of "warrant" . Therefore, it turns out that the transformation of Toulmin' s argument model shows his transition of perspective in the study from epistemological problem to practical issue, from Foundationalism to Pragmatism, and from criticism to tolerance.